

広島県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、安芸太田町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年十月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
五反田出口集会所	山県郡安芸太田町大字八二九〇六番地	平成二十四年九月二四日
三原集会所	山県郡安芸太田町大字六六〇一六番地一	平成二十四年九月二四日
至誠文化センター	山県郡安芸太田町大字加計二〇六二番地一	平成二十四年九月二四日
戸河内打梨集会所	山県郡安芸太田町大字打梨一三四六番地一	平成二十四年九月二四日
戸河内寺領老人集会所	山県郡安芸太田町大字寺領一三七〇番地一	平成二十四年九月二四日
柴木ふれあいプラザ	山県郡安芸太田町大字柴木一八一〇番地一	平成二十四年九月二四日
土居ふれあい集会所	山県郡安芸太田町大字土居二二番地	平成二十四年九月二四日
上本郷老人集会所	山県郡安芸太田町大字戸河内九〇六番地一	平成二十四年九月二四日